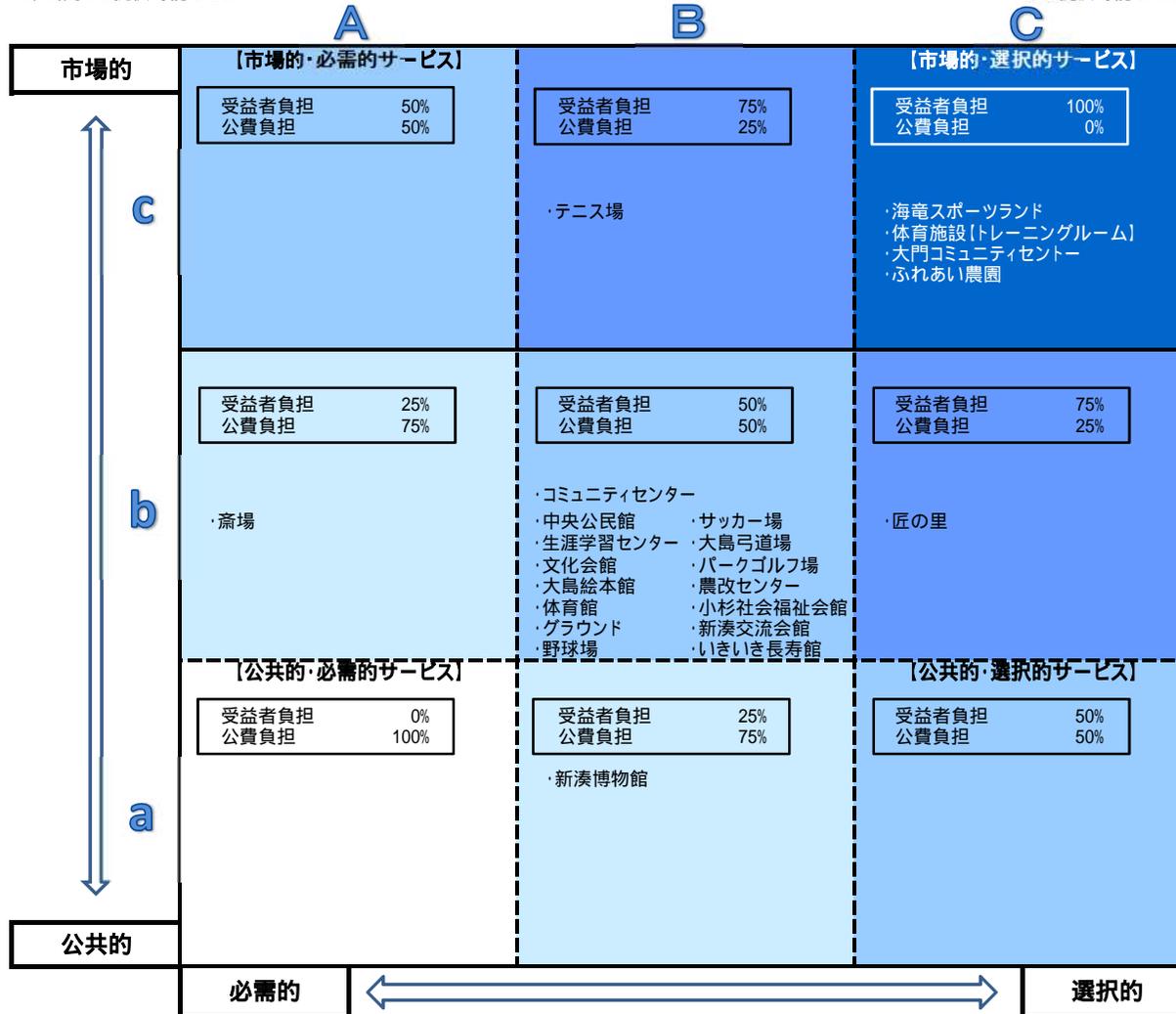


施設使用料における受益者負担割合の概念図

日常生活を営む上で必要性が高いもので、民間でも提供可能なもの

個人によって必要性が異なるもので、民間でも提供可能なもの



日常生活を営む上で必要性が高いもので、行政が提供すべきもの又は民間では提供されにくいもの

個人によって必要性が異なるもので、行政が提供すべきもの又は民間では提供されにくいもの

【注】
 左記のほか、基本方針(案)に基づく見直しの対象外の施設として、必需的で公共的要素が高い施設には次のものがあります。

- ・ 小学校
- ・ 中学校
- ・ 図書館
- ・ 保育園
- ・ 幼稚園
- ・ 市営住宅 など